

燃料サーチャージの 導入に向けて



平成 24 年 8 月



国土交通省



公益社団法人
全日本トラック協会



はじめに

燃料サーチャージは、燃料価格の上昇・下落によるコストの増減分を別建ての運賃として設定する制度です。

燃料価格が上昇した際のコスト増を転嫁するためには、燃料サーチャージのほかにもさまざまな方法があり、基本運賃の引上げ、基本契約の見直しにつなげた例もあります。

このパンフレットは、算出方法、導入成功のポイント、導入の進め方など、燃料サーチャージに関するポイントをまとめたものです。

燃料価格は不安定であり、急激に上昇する燃料コストの負担増加にともなう経営リスクが常に存在します。このパンフレットをぜひご活用いただき、燃料サーチャージ導入を図っていただければ幸いです。

CONTENTS

はじめに	2
燃料サーチャージの算出方法	3
導入成功のポイント	4
燃料サーチャージについての Q & A	5
燃料サーチャージ導入の進め方	6
STEP1 交渉開始前の現状把握と分析	6
STEP2 取引先との関係強化、燃料サーチャージ導入交渉の展開	7
STEP3 燃料サーチャージ等の転嫁方法の決定	7
「燃料サーチャージ算出シート」の使い方	8
シート A (指標等設定シート) の入力	9
シート E (運賃料金設定 (変更) 届出書) の入力	11
適正取引相談窓口	12

燃料サーチャージの算出方法

1 基準となる燃料価格の設定

- 設定方法 ① 運賃届出時の燃料価格を基準とする方法
② 荷主等の取引先と最後に運賃契約を交わした時点の燃料価格を基準とする方法 等

2 燃料サーチャージの改定条件の設定

- ① 燃料サーチャージを改定する場合の一定の変動幅（燃料価格帯）を設定
② 変動幅の中で、その燃料価格帯における
- ・ 算出上の燃料価格（価格帯の平均値など）
 - ・ 算出上の燃料価格上昇額（算出上の燃料価格と基準となる燃料価格の差）を設定

3 車両燃費の把握

燃料サーチャージ額を決めるために、自社の車両の燃費を把握

4 燃料サーチャージ額の算出

距離制運賃

$$\text{燃料消費量} = \text{走行距離} \div \text{燃費}$$

(*l*) (*km*) (*km/l*)

$$\text{燃料サーチャージ額} = \text{燃料消費量} \times \text{算出上の燃料価格上昇額}$$

(*円*) (*l*) (*円/l*)

時間制運賃（一日、半日等の貸切運賃）

$$\text{(一日あたり等の) 平均燃料消費量} = \text{(一日あたり等の) 平均走行距離} \div \text{燃費}$$

(*l*) (*km*) (*km/l*)

$$\text{燃料サーチャージ額} = \text{(一日あたり等の) 平均燃料消費量} \times \text{算出上の燃料価格上昇額}$$

(*円*) (*l*) (*円/l*)

実際の導入事例（届出内容）については、「トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン」（平成24年5月16日改訂版）をご参照ください。

導入成功のポイント

コスト増を取引先に転嫁する前に、まず自助努力をしている

取引先は、サーチャージ導入の前提として、アイドリングストップ、経済走行の励行など、トラック運送事業者が燃料消費量を抑える努力をどれだけしてきたかを確認します。また、導入に成功した事業者によっては、新たに低燃費車両を導入するなどの設備投資に踏み込んで、自助努力をアピールしています。

原価計算をきちんと行っている

原価計算は、その必要性が認識されていながら、いまだ取り組んでいない事業者が多いのも事実です。燃料サーチャージの導入に成功している事業者は、原価計算をしっかりと行っています。

自社の車両の走行距離、燃料消費量、燃費等の経費がわかっているならばサーチャージは算出できますので、まずはその取組を行うことが重要です。

取引先とのコミュニケーションを重視し、相互理解をはかっている

取引先に自社の窮状を理解してもらうためには、サーチャージの導入や値上げの話題の時だけ取引先を訪問するのではなく、普段から何度も足を運び、パートナーとしてお互いを認めあうような付き合いを行い、信頼関係を築いておくことが重要です。また、日常の改善提案等を頻繁に行っていれば、困った時の相談にも乗ってもらいやすい状況を作り出すことができます。

その上で、サーチャージ導入の要請を行う際は、自助努力の状況、原価計算による結果等をわかりやすくまとめ、丁寧に説明しましょう。

サービスで差別化している

輸送サービスの差別化とは、他社よりも安い運賃・料金で競争することではなく、取引先に対し、自社の専門的輸送知識（ノウハウ）に基づくサービスの提供、各種認証・資格の取得や効率的な輸送に関する積極的な提案等を行うことです。数ある事業者の中から当社を選んでもらえるという強みを活かし、燃料サーチャージの導入を要請しやすい環境づくりに努めることが重要です。

下請事業者と元請事業者がお互いに協力しあって交渉する

下請事業者は、元請事業者が荷主との間でサーチャージを導入できないため、コスト増分の転嫁が難しい状況が見られます。

下請事業者は自ら原価計算を行い、自社の状況をしっかりと元請に伝える必要があります。元請は、その下請の状況と自社のコスト増分を資料にまとめ、荷主との間で責任をもって交渉することが求められます。

このように、下請事業者と元請事業者は、お互いに協力しあって交渉に臨むことが重要です。

燃料サーチャージについてのQ & A

Q サーチャージの届出はいつまでにすればよいのか。

A 運賃料金の届出については、報告規則により設定・変更後 30 日以内に届出することになっています。

Q サーチャージ額に消費税はかかるのか。

A 燃料サーチャージは、運賃料金の一部であることから、消費税法等に基づき消費税が加算されることとなります。

Q サーチャージ運賃の請求方法は、どうするのか。

A 運賃転嫁方法はさまざまありますが、燃料サーチャージを導入した場合、サーチャージ運賃は基本運賃とは別建ての運賃であるため、基本運賃とは分けて表記します。

Q 下請事業者が収受する燃料サーチャージは、元請事業者が設定した燃料サーチャージ額ではないのか。

A 実運送を行う事業者が設定したものによります。必ずしも元請事業者と同一である必要はありません。

Q ガイドラインの導入事例に記載されているものと同じ設定で届出してもよいのか。

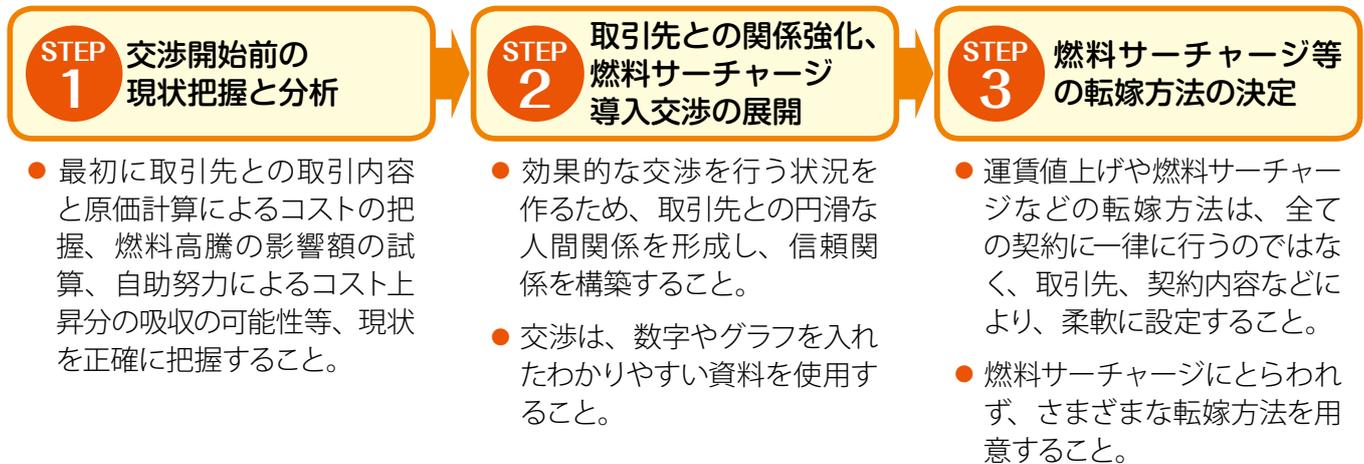
A 事業者ごとに車両の燃費など算出上の根拠が異なるため、個々の事業者の実態に基づいた届出を行うことが必要です。(結果として同じ設定となることを排除するものではありません)

Q 軽油価格は地域によって価格差があるが、どのように決定すればよいのか。

A 地域によって軽油価格の差があることから、地域の価格を参考にすべきです。地域ごとの平均的な軽油価格は、全日本トラック協会 HP (会員専用ページ <http://www.jta.or.jp/member/keiyu/kakaku.php>) にて確認が可能です。

燃料サーチャージ導入の進め方

燃料サーチャージの導入に向けて、取引先と交渉し成功を収めるには、以下のような流れで取り組むことが望めます。



STEP 1 交渉開始前の現状把握と分析

交渉成功の前に、まず何をすべきか？

自社の現状把握

まず、自社の現状把握として、「十分な自助努力を行い、燃費向上、運送費用等の削減等の経営努力を実施しているか」「取引が解消された場合、事業継続にも影響するか」について確認します。また競合する事業者の把握にも努める一方、自社の輸送サービスがそれらの競合事業者と比べて差別化された（優れた）ものか、またどうすれば差別化できるかの検討を行います。

原価計算を行う

自社（事業所）における運送を行うための諸費用を積算し（原価計算）、運送事業全体、車両1台ごとの費用を把握し、車両別、ルート別、取引先別など必要に応じ算出します。

燃料高騰による影響額の試算を行う

原価計算を行ったうえで、取引先別に車両の燃費、走行距離から「消費燃油量（ℓ）」を試算し、燃料の調達価格を踏まえ、燃料高騰による影響額を試算します。→全日本トラック協会 HP の「軽油価格の変化に伴う事業損益への影響試算シート」をご活用ください。

http://www.jta.or.jp/chosa/shisan_sheet/shisan_sheet.html

取引先と自社の関係はどうか

「自社が他社に比べ優れた輸送サービスを展開しており、取引先は自社から他社に切り替えないか」、「高い輸送品質や、自社にしか提供できないノウハウがあるか」、「取引先との人間関係が密接で、過去にも運賃交渉に成功した実績があるか」、「自社が運賃転嫁を言い出せば、取引先は契約解消をすぐに言い出すか」など取引先と自社の関係を分析します。

STEP 2

取引先との関係強化、燃料サーチャージ導入交渉の展開

取引先との関係強化、効果的な交渉をいかに展開するか？

取引先との信頼関係（円滑な人間関係）の構築

担当者のほか、役員クラスの責任者も定期的に取り先を訪問し、円滑な人間関係の維持に努めることが重要です。日頃のムダを省くための業務改善提案も積極的に行い、信頼関係を構築することで、運賃転嫁の交渉も親身になって応じてくれる環境が形成されます。

燃料高騰分の転嫁を依頼する前に、 まず自社の限界までのコスト削減努力をアピール

取引先においても、燃料価格、資材価格等の転嫁を顧客にできないケースが多くあります。そのため、燃料サーチャージ導入交渉の際、取引先はまずトラック運送事業者自身が限界までのコスト削減努力をしているかどうか、チェックします。コスト削減努力を的確に示さないと、燃料サーチャージ導入が認められない可能性が高いため、輸送効率・燃費向上、人件費・役員報酬削減等、ギリギリまでのコスト削減努力をアピールすることがポイントです。

合理的でわかりやすい根拠資料を作る

取引先別の燃料消費量、影響額を基本とし、自社のコスト削減（自助努力分）を含む運送原価と収受運賃の関係をわかりやすく示す必要があります。また、軽油価格、原油価格の推移等も同時に示すと効果的です。できるだけわかりやすい資料を作成して、示してください。

STEP 3

燃料サーチャージ等の転嫁方法の決定

転嫁方法をどのように決めるか？

取引先別に、取引内容に応じた転嫁方法を導入すること

全ての取引先に対して、同じ転嫁方法を導入する必要はありません。取引先ごとに運送条件、契約内容が異なりますので、そうした特性を踏まえて、取引先ごとに異なる転嫁方法を導入することがポイントです。

燃料サーチャージ、運賃引上げ以外の方法も用意すること

燃油高騰対策として、燃料サーチャージの導入以外にも様々な方法があります。取引先と十分な話し合いを行い、より良い方法を決めましょう。基本運賃を引き上げた例のほか「燃料サーチャージの導入は困難だが、付帯作業分の費用を収受できるようにした」「時間超過の追加運賃の収受を可能にした」など、基本契約の見直しにつなげた例もあります。

決定した転嫁方法は書面化すること

燃料サーチャージの導入等、転嫁方法が決定した場合には、運輸局への届出書のほか、取引先との間で具体的な内容を契約書・運賃および料金の覚書等により書面化してください。特に、燃料価格が下落した時の対応を詳細に書面に示し、取引先から一方的に運賃を引き下げられない対策が必要です。取引先が書面を作成してくれない場合には、トラック運送事業者側で合意書面を作成し、署名、押印してもらうよう働きかけましょう。

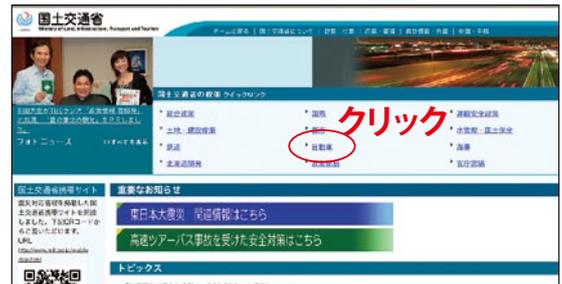
「燃料サーチャージ算出シート」の使い方

サーチャージの導入にあたっては、まず「算出」を行い、国土交通省の窓口への「届出」が必要です。「算出」「届出」は、国土交通省のホームページ上にある、「燃料サーチャージ算出シート」の利用が便利です。算出シートには、貸切トラック算出用と特積みトラック算出用の2種類があります。ここでは貸切の説明をいたします。

算出シートのダウンロード

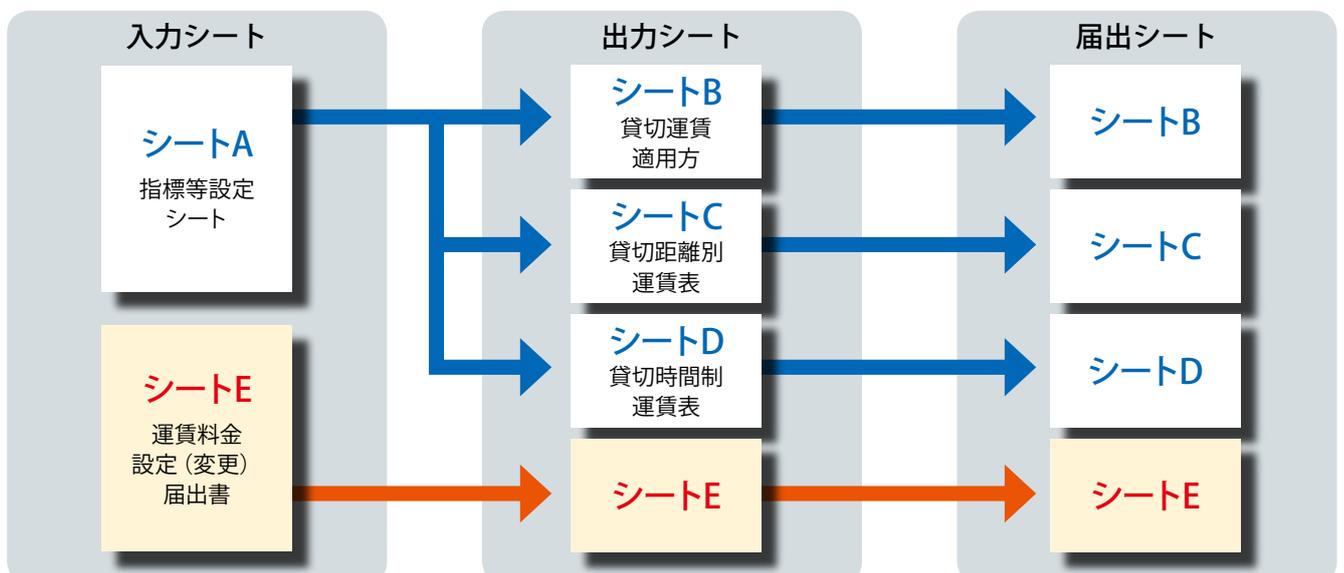
- ①国土交通省のホームページにアクセスします。
<http://www.mlit.go.jp/>
- ②トップページ上部の「国土交通省の政策クイックリンク」の中の「自動車」をクリック。
- ③画面左側の「トラック輸送（燃料サーチャージ）適正取引推進相談窓口」をクリック。
- ④燃料サーチャージおよび、適正取引に関するページが開くので、「トラック運送業の燃料サーチャージ算出シート」の中の「算出シート（貸切）」をクリックしエクセルファイルをダウンロードする。
(WindowsXP 以上の OS を搭載したパソコンで EXCEL の 2002 以上が推奨)

※ PC に一度ファイルを保存した上でご利用ください。



各シートの説明と作業の流れ

シート A に数値入力をするると、自動的に、B、C、D が作成されます。シート E は入力してそのまま出力します。届出にはシート B、C、D、E がそれぞれ、3 部ずつ必要（1 部は控え）になります。



シートA (指標等設定シート) の入力

以下の項目 (赤字) をシートの青いセルに入力するだけで、届出に必要な書類の作成ができます。

指標等設定シート

「作成年月日」の入力

1 算出作業年月日

年	月	日

2 燃料価格の設定

①基準とする軽油価格

燃料サーチャージが燃料価格の変動幅(上昇幅、下落幅)をもとに算出することから、変動幅を捉えるための基準となる価格を設定します。

円/ℓ

次に、上記で設定した基準価格の前提・定義を下記の欄に記入します。

- 運賃届出時点の軽油価格を基準にする方法
運賃を(事後)届出した時点の燃料価格を基準にする考え方です。
平成15年に事後届出制に改正されており、これ以降、運賃を届出していなければ、この時点を基準にします。
- 荷主企業と運賃契約を交わした時点の軽油価格を基準にする方法
契約時に荷主・事業者が運送原価について、双方理解があることを前提として、契約後の燃料価格の変動(上昇)については、想定外のコストと捉える考え方です。
契約または更新時点の燃料価格を織り込んだ運行原価について当社と荷主の双方が了解していると思なし、契約更新後の燃料価格の変動(上昇)については、契約・更新時の想定外のコスト増分と捉える考え方です。

②改定する刻み幅(価格帯)

燃料サーチャージを改定する刻み幅を記入します。

円

③刻み幅の間の代表価格の設定

刻み幅を設けているため、サーチャージを算出する上での刻み幅の間の代表価格を決めます。
代表価格の条件を下記の番号から選びます。

1. 刻み幅の中間値
2. 刻み幅の上限値

番号

無記入および1, 2以外の番号が記入されている場合には、「1. 刻み幅の中間値」が設定されます。

3 自社の車両燃費

燃料サーチャージ額を算出するための自社の車両の燃費を把握して記入します。

●燃費算出上のポイント

- ・ 燃費は、荷主別、車種別に把握しておくことが望ましいと考えられます。
- ・ 同じ車種、同様の運行ルートでも、貨物量やエコドライブのレベルによっても変化するため、自社のデータを正確に把握しておくことが重要です。
- ・ 基本的に自効努力の効果が大きく、エコドライブを前提にした燃費効率の良い値をベースにすることが重要です。

注: 算出をしない車種については、無記入で結構です。

車種	燃費 (km/ℓ)
1トン車まで	
2トン車まで	
3トン車まで	
4トン車まで	
5トン車まで	
6トン車まで	
8トン車まで	
10トン車まで	
12トン車まで	
14トン車まで	
追加の車種① (車種名も記入)→	
追加の車種② (車種名も記入)→	
追加の車種③ (車種名も記入)→	

「基準とする軽油価格」の入力と「その前提・定義」の記入

「改定する刻み幅(価格帯)」の数値入力

「刻み幅の間の代表価格」の入力

中間値か上限値を番号入力

「車両燃費」の入力

「代表距離」の入力

代表価格と同じく中間値が
上限値を番号入力
(距離別の場合)

4 燃料サーチャージの算出

① 貸切距離制運賃 (貸切トラックの距離制運賃を算出する場合に設定します。)

算出上の代表距離の条件を下記の番号から選びます。

- 1 距離帯の中間値
- 2 距離帯の上限値

無記入および1,2以外の番号が記入されている場合には、「1. 距離帯の中間値」が設定されます。

貸切トラックの距離制運賃表は、200kmまでの場合には10km刻みで設定されているため、算出する上での距離(代表距離)について条件を決めておきます。

なお、貸切距離制運賃の燃料サーチャージは次式で示されます。

$$\text{燃料サーチャージ} = \text{走行距離(km)} \div \text{燃費(km/L)} \times \text{算出上の燃料価格上昇額(円/L)}$$

* 本エクセルシートの計算式の「走行距離」は、運送距離(1車1回の運送ごとの実車キロ程)であり、返路の空車キロを含みませんので、空車(復路)距離を含めた燃料サーチャージ額は、貴社の実態に応じて対応してください。

② 貸切時間制運賃 (貸切トラックの時間制運賃を算出する場合に設定します。)

a. 1日当たり

使用車種別に、平均走行距離を記入します。

車種	契約時間	
	8時間制	4時間制
1トン車まで		
2トン車まで		
3トン車まで		
4トン車まで		
5トン車まで		
6トン車まで		
8トン車まで		
10トン車まで		
12トン車まで		
14トン車まで		
追加の車種① (車種名も記入)→		
追加の車種② (車種名も記入)→		
追加の車種③ (車種名も記入)→		

注: 算出しない車種については、無記入で結構です。

追加の車種① (車種名も記入)→

追加の車種② (車種名も記入)→

追加の車種③ (車種名も記入)→

● 時間制契約車両の平均走行距離を、車種別・1日当たりで把握します。荷主によって平均走行距離は異なるため、荷主別に設定すると合意が得られやすいと考えられます。

● 複数の車両を使用している場合にはその平均距離で、週や季節の変動がある場合には、1カ月、四半期、半期などの実績から平均距離を算出します。

なお、貸切(時間制)の燃料サーチャージは次式で示されます。

$$\text{燃料サーチャージ} = \text{平均走行距離(km)} \div \text{燃費(km/L)} \times \text{算出上の燃料価格上昇額(円/L)}$$

b. 月間当たり

月間チャーターの場合には、月間稼働日数を乗じて1月当りに換算します。

このため、月間の車両の平均稼働日数を記入します。

注: 車種ごとに平均稼働日数が異なる場合には、車種ごとに設定・出力印刷を繰り返してください。

 日/月

5 燃料サーチャージの算出の前提となる燃料価格

現在の燃料価格を把握(想定)して記入します。

注: 軽油価格は変動するため、既に設定した刻み幅に応じて軽油価格を入力し、燃料サーチャージを算出しておきます。

 円/L

6 燃料サーチャージ運賃の端数処理

端数処理について、下記から番号を選びます。

- 1 円単位に少数を切り上げ
- 2 10円単位に端数を切り上げ
- 3 10円単位に端数を四捨五入

注: 無記入および1~3以外の番号の場合には、「1. 円単位に少数を切り上げ」が設定されます。

 番号

「平均走行距離」の入力

(時間制の場合)

「平均稼働日数」の入力

「軽油価格」の入力

各価格帯の分を作っておく
と便利です

「端数処理」の入力

番号入力してください

シートE (運賃料金設定 (変更) 届出書) の入力

「燃料サーチャージ算出シート」では以下が届出書類となります。

- 運賃料金設定 (変更) 届出書 (シート E)
- 貸切運賃適用方 (シート B 別紙②)
- 貸切距離制運賃表 (シート C 別紙①-1)
- 貸切時間制運賃表 (シート D 別紙①-2)

シート E を入力、印刷の上、シート B、C、D とあわせて国土交通省の地方運輸支局へ届出てください。それぞれのシートが3枚ずつ必要になります。また、シート E は運輸支局への届出書の鑑となります。

宛名入力 → 運輸局長 殿

住所、事業者名などを入力 → 年 月 住所 事業者名 代表者名 電話番号

事業形態を入力 (第一種、第二種利用運送事業の場合はそのように記入) → 記

地域を入力 → 1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
氏名又は名称
住所
代表者名

運賃表などの添付資料を入力 → 2. 事業の種別
一般貨物自動車運送事業(特別積合せ貨物運送を除く)

実施年月日を入力 → 3. 設定(変更)した運賃及び料金を適用する運行系統又は地域
全国

変更理由の記入 → 4. 設定(変更)した運賃及び料金の種類、額及び適用方法
種類 燃料サーチャージ(燃料特別付加運賃)
運賃及び料金の額 別紙①-1、①-2
適用方法 別紙②

5. 実施年月日
平成〇〇年〇月〇日より実施

6. 変更を必要とした理由
燃料価格の高騰は、自社のコスト削減努力だけでは吸収できない水準になっていることから、軽油価格の変動に応じた燃料サーチャージを荷主の理解をもとに収受することで、経営の健全化を図りたいため。

適正取引相談窓口

(燃料サーチャージ導入推進事務局)

国土交通省

担当部局	担当部課	運輸支局担当部署	〒	住所	電話番号
自動車局	貨物課		100-8918	東京都千代田区霞が関 2-1-3	03-5253-8575
北海道運輸局	自動車交通部	貨物課	060-0042	札幌市中央区大通西 10 丁目 札幌第二合同庁舎	011-290-2743
	札幌運輸支局	輸送・監査担当	065-0028	札幌市東区北 28 条東 1 丁目 1-1	011-731-7167
	函館運輸支局	輸送・監査担当	041-0824	函館市西桔梗町 555-24	0138-49-8863
	室蘭運輸支局	輸送・監査担当	050-0081	室蘭市日の出町 3 丁目 4-9	0143-44-3012
	帯広運輸支局	企画輸送・監査担当	080-2459	帯広市西 19 条北 1 丁目 8-4	0155-33-3286
	釧路運輸支局	輸送・監査担当	084-0906	釧路市鳥取大通 6 丁目 2-13	0154-51-2514
	北見運輸支局	企画輸送・監査担当	090-0836	北見市三輪 23-2	0157-24-7631
	旭川運輸支局	輸送・監査担当	070-0902	旭川市春光町 10-1	0166-51-5272
東北運輸局	自動車交通部	貨物課	983-8537	仙台市宮城野区鉄砲町 1 番地 仙台第 4 合同庁舎	022-791-7531
	宮城運輸支局	輸送・監査部門	983-8540	仙台市宮城野区扇町 3 丁目 3-15	022-235-2515
	福島運輸支局	輸送・監査部門	960-8165	福島市吉倉字吉田 54	024-546-0343
	岩手運輸支局	輸送・監査部門	020-0891	紫波郡矢巾町流通センター南 2 丁目 8-5	019-638-2155
	青森運輸支局	輸送・監査部門	030-0843	青森市大字浜田字豊田 139-13	017-739-1502
	山形運輸支局	企画輸送・監査部門	990-2161	山形市大字漆山字行段 1422-1	023-686-4712
	秋田運輸支局	企画輸送・監査部門	010-0816	秋田市泉字登木 74-3	018-863-5813
関東運輸局	自動車交通部	貨物課	231-8433	横浜市中区北仲通 5-57	045-211-7248
	東京運輸支局	輸送担当	140-0011	品川区東大井 1 丁目 12-17	03-3458-9233
	神奈川運輸支局	輸送担当	224-0053	横浜市都筑区池辺町 3540	045-939-6801
	埼玉運輸支局	輸送・監査担当	331-0077	さいたま市西区大字中釘 2154-2	048-624-1032
	群馬運輸支局	企画輸送・監査担当	371-0007	前橋市上泉町 399-1	027-263-4440
	千葉運輸支局	輸送・監査担当	261-0002	千葉市美浜区新港 198	043-242-7335
	茨城運輸支局	輸送・監査担当	310-0844	水戸市住吉町 353	029-247-5244
	栃木運輸支局	企画輸送・監査担当	321-0169	宇都宮市八千代 1 丁目 14-8	028-658-7011
	山梨運輸支局	企画輸送・監査担当	406-0034	笛吹市石和町唐柏 1000-9	055-261-0880
北陸信越運輸局	自動車交通部	貨物課	950-8537	新潟市中央区美咲町 1 丁目 2 番 1 号	025-285-9154
	新潟運輸支局	輸送・監査部門	950-0961	新潟市中央区東出来島 14-26	025-285-3124
	長野運輸支局	輸送・監査部門	381-8503	長野市西和田 1 丁目 35 番 4 号	026-243-4642
	石川運輸支局	輸送・監査部門	921-8011	金沢市入江 3 丁目 153	076-291-7853
	富山運輸支局	輸送・監査部門	930-0992	富山市新庄町馬場 82	076-423-0893
中部運輸局	自動車交通部	貨物課	460-8528	名古屋市中区三の丸 2 丁目 2-1	052-952-8037
	愛知運輸支局	輸送担当	454-8558	名古屋市中川区北江町 1 丁目 1-2	052-351-5312
	静岡運輸支局	輸送・監査担当	422-8004	静岡市駿河区国吉田 2 丁目 4-25	054-261-1191
	岐阜運輸支局	輸送・監査担当	501-6192	岐阜市日置江 2648-1	058-279-3714
	三重運輸支局	輸送・監査担当	514-0303	津市雲出長常町六ノ割 1190-9	059-234-8411
	福井運輸支局	輸送・監査担当	918-8023	福井市西谷 1 丁目 1402	0776-34-1602
近畿運輸局	自動車交通部	貨物課	540-8558	大阪市中央区大手前 4 丁目 1-76	06-6949-6447
	大阪運輸支局	輸送部門	572-0846	寝屋川市高宮栄町 12-1	072-822-6733
	京都運輸支局	輸送・監査部門	612-8418	京都市伏見区竹田向代町 37	075-681-9765
	奈良運輸支局	企画輸送・監査部門	639-1037	大和郡山市額田部北町 981-2	0743-59-2151
	滋賀運輸支局	企画輸送・監査部門	524-0104	守山市木浜町 2298-5	077-585-7253
	和歌山運輸支局	輸送・監査部門	640-8404	和歌山市湊 1106-4	073-422-2138
神戸運輸監理部	兵庫陸運部	輸送部門	658-0024	神戸市東灘区魚崎浜町 34-2	078-453-1104
中国運輸局	自動車交通部	貨物課	730-8544	広島市中区上八丁堀 6-30	082-228-3438
	広島運輸支局	輸送・監査担当	733-0036	広島市西区観音新町四丁目 13-13-2	082-233-9167
	鳥取運輸支局	輸送・監査担当	680-0006	鳥取市丸山町 224	0857-22-4120
	島根運輸支局	輸送・監査担当	690-0024	松江市馬場町 43-3	0852-37-1311
	岡山運輸支局	輸送・監査担当	703-8245	岡山市中区藤原 24-1	086-273-2113
	山口運輸支局	輸送・監査担当	753-0812	山口市宝町 1-8	083-922-5336
四国運輸局	自動車交通部	貨物課	760-0068	高松市松島町 1 丁目 17-33 高松第 2 地方合同庁舎	087-835-6365
	香川運輸支局	企画輸送・監査部門	761-8023	高松市鬼無町字佐藤 20-1	087-882-1357
	徳島運輸支局	輸送・監査部門	771-1156	徳島市応神町応神産業団地 1-1	088-641-4811
	愛媛運輸支局	輸送・監査部門	791-1113	松山市森松町 1070	089-956-1563
	高知運輸支局	輸送・監査部門	781-5103	高知市大津乙 1879-1	088-866-7311
九州運輸局	自動車交通部	貨物課	812-0013	福岡市博多区博多駅東 2 丁目 11-1	092-472-2528
	福岡運輸支局	輸送部門	813-8577	福岡市東区千早 3 丁目 10-40	092-673-1191
	佐賀運輸支局	企画輸送・監査部門	849-0928	佐賀市若楠 2 丁目 7-8	0952-30-7271
	長崎運輸支局	輸送・監査部門	851-0103	長崎市中里町 1368	095-839-4747
	熊本運輸支局	輸送・監査部門	862-0901	熊本市東町 4 丁目 14-35	096-369-3155
	大分運輸支局	輸送・監査部門	870-0906	大分市大州浜 1 丁目 1-45	097-558-2107
	宮崎運輸支局	輸送・監査部門	880-0925	宮崎市大字本郷北方字鶴戸尾 2735-3	0985-51-3952
	鹿児島運輸支局	輸送・監査部門	891-0131	鹿児島市谷山港 2 丁目 4-1	099-261-9192
沖縄総合事務局	運輸部	陸上交通課	900-0006	那覇市おもろまち 2 丁目 1-1	098-866-1836
	陸運事務所	輸送部門	901-2134	浦添市港川 512-4	098-877-5140